

A 様

世田谷区監査委員	萩原賢一
同	阿部能章
同	山口裕久
同	津上仁志

住民監査請求について（通知）

令和元年9月5日付け31世監第95号で受け付けた住民監査請求については、下記の理由により、却下することに決定したので通知します。

記

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項に規定する住民監査請求の対象は、地方公共団体の執行機関又は職員についての、違法又は不当な①公金の支出、②財産の取得、管理又は処分、③契約の締結又は履行、④債務その他の義務の負担、⑤公金の賦課又は徴収を怠る事実、⑥財産の管理を怠る事実に限定されており、当該地方公共団体の住民は、これらの行為又は怠る事実のいずれかに該当すると認めるときに、監査委員にその監査と非違の防止、是正の措置とを請求することができるものである。

本件請求において、請求人は、生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項第3号に規定する住宅扶助に係る請求人の申請を世田谷福祉事務所（世田谷総合支所生活支援課）が却下したことを問題としているものと解される。

しかし、住宅扶助に係る申請に対する却下は、当該申請を拒否する処分であって、これにより何らの財務的処理を伴うものではないのであるから、上記①から④までの行為のいずれにも該当しないことは明らかであり、また、上記⑤及び⑥の怠る事実にも該当しない。

よって、本件請求は、法第242条第1項に規定する要件を欠くものとして不適法であり、却下が相当である。

令和01年09月05日

世田谷区監査委員会 御中

監査請求状	
監査請求人	〒 (住所) 東京都世田谷区 (氏名) A (電話番号)
被請求人	〒154-8504 (住所) 東京都世田谷区世田谷4丁目21番27号 (氏名) 世田谷区役所 生活支援課全職員 (電話番号) 03-5432-1111
上記当事者間の被請求人の生活保護処分にて、保護申請却下を、生活保護法及び、東京都条例外で行う本行為は、平成24年(行コ)第16号生活保護変更決定取消控訴請求事件で原告側全員死亡しており、その理由が、生活保護の扶助申請代替処分の説明を、福祉事務所職員が行わなかった事による、計画殺人で有り、公共の福祉の侵害に該当する為、地方自治法第242条第1項により、住民監査を請求する。	
監査事実の申請処分	
令和01年05月22日住宅扶助申請	
監査請求の趣旨	
生活扶助の保護申請を法律外若しくは条例外にて却下した際の、厚生労働省及び、総務省への不服審査請求の記録を確認し、無ければ勧告せよ。	
監査請求の理由	
別紙監査請求理由状記載とおり。	
事実証明書	
別紙事実証明状記載とおり。	

以上、原文のまま掲載した。ただし、請求人の住所及び電話番号は省略し、氏名は仮名とした。

事実証明書その他の書類の添付は省略した。